

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営環境の変化に対して、的確かつ迅速な意思決定を持って対応し、企業価値を高めて、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

当社では、社外取締役を含む取締役、監査役が出席する取締役会を原則月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定や各事業部における年度計画に対する進捗状況の確認を行っております。

また、執行役員、各事業部長による経営会議を開催し、詳細の事業計画の進捗確認を行い、迅速な意思決定を実現しております。

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名と社外監査役3名を含む4名で監査役会が構成されており、毎月開催される監査役会には、4名全員が参加し、コンプライアンスと内部統制の充実強化を図っております。

常勤監査役については、取締役会、経営会議に参加し、取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人とも適宜意見交換を行い、会計監査状況についても報告を受け、監査役会にて報告を行い、公正な経営監視体制をとっております。

会計監査については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

法的な判断が必要な場合には、顧問弁護士に随時アドバイスを受けており、また、個人情報保護法への対応についても、人格の尊重と社会的責任を果たすコンプライアンス経営のためにも、社内規程を設ける等の適切な体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】株主総会における権利行使(議決権の電子行使、招集通知の英訳)

機関投資家や海外投資家の持株比率が極めて低い当社の株主構成を踏まえ、現段階では議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。

今後は、株主構成比率の変化等を注視しつつ、必要に応じて議決権行使環境の整備を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】株主総会における権利行使(信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の議決権行使)

当社は、議決権の行使が可能な株主を、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主に限定しております。

今後は、株主構成比率の変化等を注視しつつ、必要に応じて実質株主の株主総会への出席等について検討してまいります。

【補充原則2-5-1】内部通報(経営陣から独立した内部通報窓口の設置)

当社では、内部通報に関する社内規程において通報者の不利益取扱を禁止しており、通報者が不利益を受けない体制を構築しております。

経営陣から独立した窓口の設置については、現在その導入に関して具体的な検討を行っております。

【補充原則3-1-2】情報開示の充実(英語での情報の開示及び提供)

当社の株主構成等を考慮し、現段階では英語での情報開示は行っておりません。

今後は、株主構成比率の変化等を注視しつつ、必要に応じて実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-2】取締役会の役割・責務(中期経営計画の公表)

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

経営環境の変化が激しい中で、投資家の皆様に経営成績等を正しくご理解頂くための情報開示の在り方として、単年度ごとの業績等の見通しを公表することとし、資本コストを把握した中期経営計画については、社内での経営目標として策定しております。

取締役会は、中期経営計画の進捗状況や差異分析の結果について報告を受け、その妥当性に関する監視・監督機能を果たすことにより、中期経営計画の達成に向けた努力を行っております。

【補充原則4-1-3】取締役会の役割・責務(最高経営責任者等の後継者計画)

最高経営責任者等の後継者計画は重要な課題であると認識しており、今後、取締役会において、最高経営責任者等に求められる資質・経験、育成計画等について幅広く議論し、最高経営責任者等の後継者計画について、策定の要否も含め検討してまいります。

【補充原則4-2-1】取締役会の役割・責務(中長期的な業績連動報酬)

取締役報酬は、取締役会で一任を受けた代表取締役社長が、株主総会で決定された報酬の範囲内で、一定のルールに基づき、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、独立社外取締役の適切な関与・助言を受け決定しております。

現在は自社株報酬などの中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりませんが、報酬制度が持続的な成長に向けた中長期のインセンティブとして機能するよう、今後の検討課題としてまいります。

【補充原則4-3-2】【補充原則4-3-3】最高経営責任者の選解任

最高経営責任者である社長の選解任について一律の基準・要件は定めておりませんが、会社における最も重要な戦略的意思決定であり、原則3-1に記載のとおり独立社外取締役の意見を踏まえ、公正・厳格な審査を経て取締役会で決定いたします。

万が一解任相当の事案が生じた時は、時機を逸しないよう独立社外取締役が出席する臨時取締役会を招集し、適時に対応する方針です。

【原則4-10】【補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用（独立社外取締役の適切な関与・助言）

当社は、監査役会設置会社を採用しており、独立社外取締役員数が取締役員数の過半数に達していませんが、現在の当事業規模を勘案すると、独立社外取締役2名、独立社外監査役2名体制で十分にガバナンスが機能していると考えており、任意の仕組みの活用は行っておりません。

取締役の指名についても、取締役会において、独立社外役員を含んだ出席者で十分な議論を行ったうえで決議を行っており、独立社外役員の幅広い専門知識と豊富な経験を活かした意見及び助言を得ております。

今後、当事業規模や経営環境の変化等を踏まえながら、必要に応じて任意の仕組みの要否を検討してまいります。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、社外取締役のうち1名が女性取締役であり、また社外監査役として財務・会計に関する適切な知見を充分に有する税理士を選任するなど、取締役会の適切な運営のために必要な知見や多様性を確保するよう努めております。

専ら国内市場を対象としている当社の事業内容を踏まえ、現段階では国際性の観点からの多様性は不要と考えております。今後、事業内容等に変化がある場合は、国際性の必要性についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

投資目的以外の目的で保有する株式は、業務提携、取引の維持・強化等の保有目的の合理性を満たす範囲で保有することを基本的な方針としております。

新たに取引先の株式を取得しようとする場合、当社経営管理部において、対象会社の現時点及び将来の収益性等を踏まえ、同社との取引関係の強化が当社の企業価値の維持及び向上に寄与するか否かという観点から、当該株式取得の適否について判断することとしております。

当社が保有する取引先の株式につきましては、全銘柄について、当社経営管理部が毎年1回、当初の株式取得目的と現在の取引金額及び取引内容等の取引状況等を確認し、当該株式の保有が当初の株式取得目的に合致しなくなった株式は、売却等により減縮を図っております。

なお2018年12月開催の取締役会において、当社が保有する取引先の株式について、その銘柄、保有目的及び保有の合理性について検証を行いました。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するか、当社及び発行会社双方の中長期的な企業価値の向上に資するかなどを総合的に判断して行っております。

なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準は設けておりません。

【原則1-7】関連当事者間の取引

取締役と会社間の取引及び取締役の競業取引等については、当社及び株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件の相当性について取締役会規程に基づく取締役会による審議・承認及び監査役会規程に基づく監査役による厳格な監査を要することとし、その他の関連当事者との取引についても、取引の合理性や手続の適法性等について経営管理部が確認のうえ社内承認を実施することで、会社や株主共同の利益を害することのないような体制を構築しております。

関連当事者との取引に関する取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書において開示しており、全ての役員に対して事業年度毎に関連当事者間取引の有無に関する確認を実施することで、関連当事者間の取引について適切に把握・管理するよう努めております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社はスチュワードシップ・コードの受入を表明している資産管理運用機関に企業年金を委託するとともに、運用機関から定期的な報告を受けることを通じてそのスタンスに変化がないかを確認の上、建設的な対話を通じ、スチュワードシップ活動のモニタリングを行っております。

アセットオーナーとして運用の専門性を高めるための適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などについては、安定的な資産形成と会社の財政状態に与える影響の度合い等を考慮しながら、取り組んでまいります。

【原則3-1】情報開示の充実

（1）経営理念等

当社は、（企業使命）「私たちは、住まいを通して、人々の豊かな生活舞台を創造します。」、（経営姿勢）「私たちは、常に時代を読み、新しい市場・技術・サービスを開発し、フローレンスブランドを確立します。」（組織特性）「私たちは、全てのステークホルダーの期待を裏切らないよう全力を尽くします。」を掲げ、株主、お客様、取引先、従業員などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを当社の企業理念として「KUDO WAY」に定めております。

また中期経営計画については、【補充原則4-1-2】に記載のある通り、現時点では公表しておりません。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書や有価証券報告書にて開示しておりますのでご参照ください。

（3）経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

株主総会決議による報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

なお当社では、役員報酬の決定に当たっての具体的な方針は定めておりませんが、会社の業績や業績に対する役員個々人の貢献度等を勘案して役員報酬額を決定しております。

（4）取締役等の選解任・指名の方針と手続

取締役や監査役の指名にあたっては、人格・見識に優れ、高度な専門性と豊富な経験を有する者を候補者とし、監査役の指名については事前に監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議しております。

万が一、経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる等、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議する方針です。
社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参酌して選任しております。
(5)取締役・監査役候補の選解任・指名の説明
取締役・監査役候補者の指名理由については株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務（経営陣に対する委任の範囲）
当社取締役会は、取締役会規程において、法令・定款に定められた事項に加え、経営に関する重要事項等、取締役会が審議・決定する事項を定めております。
また業務分掌規程及び職務権限規程、執行役員制度等により、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、経営及び業務執行の独立性の確保及び迅速化をはかっております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、東京証券取引所が定める独立性の基準を参酌して、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者で、かつ、専門的な知見に基づく適切な監督が期待できる者を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4-11-1】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件（取締役会の構成に関する考え方）
当社の取締役の人数は現在9名おり、その人数については、経営課題や取り巻く経営環境変化に対応し、戦略的かつ機動的な意思決定を行うのに最適な規模を考慮し、適宜増減いたしております。
その人選においては、各事業分野に精通することに加え、人格・見識に優れ、高度な専門性とマネジメントを含む豊富な経験を有する人物を選任することにより、知識・経験・能力のバランスと多様性を確保するよう努めております。
なお、取締役に求められる要件は一樣ではなく、画一的な方針を定めることは適切ではないと考えているため、選任に関する明確な基準は定めておりませんが、今後必要に応じて選任に関する基準を制定することを検討いたします。

【補充原則 4-11-2】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件（取締役・監査役の兼任）
株主総会招集通知において、取締役・監査役の他の上場会社との兼任状況を毎年開示しており、その兼任状況は当社の取締役・監査役としての職務の遂行に問題はないと判断しております。

【補充原則4-11-3】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件（取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要）
当社は、当社取締役会が「企業戦略等の大きな方向性を示す機能」、「経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う機能」及び「独立した客観的な立場から経営陣・取締役に對する実効性の高い監督を行う機能」を発揮しているかにつき、全ての取締役及び監査役を対象としたアンケートを実施しました。その結果について取締役会に報告し、議論を行うことにより、取締役会の実効性の維持・向上に努めております。

【平成29年度の評価結果の概要】
全体として、当社の取締役会の実効性は有効であったものの、一方で、取締役会資料の事前検討時間のより一層の確保などについての建設的な提言がなされており、当社の取締役会は、この結果を踏まえて十分な議論を行い、実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、求められる役割と責務を全うできる者を取締役・監査役として選任し、その選任時には必要に応じて会社の事業内容や組織・沿革・業績等について説明を行い、就任後においても取締役会における議論や各担当部署及び担当役員からの説明等を通じて、さらに事業内容・市場環境等の理解を深めるよう努めております。
現在は、十分なコミュニケーションを通じて必要な知識及び役割や責務に関する理解が得られているものと考えておりますが、今後、必要に応じて外部研修も含めたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等の実施を検討してまいります。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取組に関する方針
株主との対話については、経営管理部が窓口となり、各事業部とも協議・連携して対応することとしております。
株主からの意見や要望については、当社の企業価値向上に資すると判断されるものは全て取締役会に適切かつ効果的にフィードバックして情報を共有し、取締役会は実現に向け前向きに対応します。
株主・投資家の皆様との対話において、未公表の重要情報を伝達することはいたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社トップ	712,100	54.91
工藤英司	39,819	3.07
株式会社MOMOコーポレーション	39,700	3.06
株式会社横浜銀行	39,100	3.02
工藤次郎	35,513	2.74
八重沢知正	30,515	2.35
川本工業株式会社	16,660	1.28

株式会社吉永商店	15,000	1.16
戸建建商株式会社	11,420	0.88
工藤建設従業員持株会	10,980	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社トップ (非上場)

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社株式会社トップは、当社の役員及び近親者が議決権の全てを所有する会社で、当社とは、事業活動における重要な関連性はありません。現在当社との重要な取引はなく、将来的に重要な取引を行う場合においては、一般の取引条件と同様の条件を基本とし、少数株主を害することのないよう対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
太田嘉雄	他の会社の出身者											
内田裕子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田嘉雄	○	同氏は、当社の取引銀行である株式会社横浜銀行において、平成16年から平成19年まで代表取締役を務めておりました。同氏は平成19年6月に同行を退職しており、同行の影響を受ける立場にはありません。また、当社は同行以外にも複数の金融機関と取引があり、同行が当社の意思決定に対して影響を与えるものではありません。	同氏は、「適合項目に関する補足説明」に記載している事項以外に、当社との間に人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はなく、過去に金融機関及び上場企業の各取締役を歴任し、経営に関する経験、見識が豊富であり、客観的かつ独立性をもった視点で当社の経営全般の監視と有効な助言を期待して社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

内田裕子	○	_____	同氏は、(有)ハーベイロード・ジャパンの取締役として経営に携わるなど企業経営に十分な知識を有しており、またジャーナリストとしての視点並びに経済・金融に関する見識を当社の経営と監督に発揮いただくことを期待して社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜意見交換を行い、会計監査状況についても報告を受け、公正な経営監視体制を構築しております。
 内部監査は、業務執行部門から独立した監査室が行っております。
 監査室は、監査役や会計監査人と適時意見交換を行うなど密接に連携し監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
八重沢知正	税理士													
奥原章男	税理士													
苔米地邦男	税理士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

八重沢知正		——	同氏は、税理士としての専門的知見と企業会計に関する豊富な経験に加えて、長年にわたる税理士としての実務経験で培った深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
奥原章男	○	——	同氏は、税理士としての専門的知見と企業会計に関する豊富な経験に加えて、長年にわたる税理士としての実務経験で培った深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
苔米地邦男	○	——	同氏は、税理士としての専門的知見と企業会計に関する豊富な経験に加えて、税理士としての実務経験で培った深い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び課長職以上の使用人を付与対象者とし、普通株式を上限50万株とするストックオプション制度(行使期間は平成10年9月28日から平成19年9月25日まで)を採用していましたが、行使期間終了のため現在実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

直近の事業年度(平成29年7月1日から平成30年6月30日)における当社の社内取締役に対する報酬は156,620千円であり、社外取締役に対する報酬は5,250千円であります。又、社内監査役に対する報酬は8,040千円であり、社外監査役に対する報酬は5,439千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

会社の業績や業績に対する役員個々人の貢献度等を勘案して役員報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営管理部を担当窓口として、連絡等を行うとともに、取締役会の議案・報告事項に関しても、事前に補足説明等を行い、取締役会での適切な意見具申をいただくための連携をとっております。

また、社外監査役に対しては、常勤監査役が常時連絡を行い、原則月1回開催される監査役会には、事務局として、経営管理部長が適宜参加し、補足説明等を行うことで、情報伝達体制を補完しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を原則月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しております。

また、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行の監督機能を強化するため、業務執行機能を分離した執行役員制度を採用しております。

社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持・向上を図っております。

監査役会は4名の監査役で構成され、うち3名は社外監査役であります。監査役会は原則毎月1回開催され、重要事項の報告や決議を行っております。また、常勤監査役は、監査役会や取締役会以外にも経営会議や営業会議等主要な会議に出席し、取締役の職務の執行が法令・定款に違反していないかチェックを行っております。

内部監査は、業務執行部門から独立した監査室によって行っております。

監査室は監査役会ならびに会計監査人と連携し監査を行っております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと契約しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレートガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信頼を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。なお社外取締役には、主として、経営に対する助言機能、経営全般の監督機能、取締役会の透明性向上機能といった機能を期待しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集通知を法定期日より前に発送しております。また、招集通知の発送日前に、招集通知に記載する情報を当社HPおよび東証ウェブサイトの開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の事業年度期末日は6月30日であり、株主総会の開催日は、9月下旬に開催しており、3月末決算会社の総会集中日とは異なります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイト(https://www.kudo.co.jp/ir/)上に、決算短信及びその他の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書等、対外的に発表した資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部長が担当致します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念の中で、「私たちは、全てのステークホルダーの期待を裏切らないよう全力を尽くします。」としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001取得

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社を含めた内部統制システム構築の基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は「工藤建設行動規範」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

b. 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。

c. 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、「社内通報規程」を制定する。

d. 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「社内通報規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役及び職員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って適切に作成、保存又は廃棄される。

b. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。

c. 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

b. 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

b. 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、社長を議長とし毎週1回開催される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

c. 経営の健全性及び効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

d. 取締役会は、中期計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 親会社との取引について、取引条件の決定に関するガイドラインを策定し、このガイドラインに従って取引条件を決定する。

b. 親会社との重要な取引については、親会社の役員との兼任役員は審議及び決議に参加しないこととし、この役員を除き社外取締役を含む取締役全員一致の承認を得る。

(6) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求める資質について、取締役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。

b. 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒などについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保する。

(8) 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 監査役は取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。

b. 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。

b. 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。

c. 監査役会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。

d. 社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力に対する基本指針】

当社は、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み一切関わりを持ちません。

(具体的行動指針)

1. 反社会的な活動や勢力との関係を一切持ちません。

役員及び社員(以下「役職員」という)は市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動をおこなったり、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

2. 裏取引や資金提供の禁止

(1) 反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。

(2) 反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

3. 取引を含めた一切の関係の遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を遮断いたします。

4. 組織としての対応

役職員は反社会的勢力に対して、組織全体として対応いたします。また反社会的勢力に対する役職員の安全を確保します。

5.外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密連携関係を構築することに努めます。

6.有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。

以上の基本方針を定め、経営管理部長を対応総括部署とし、社員を対象とした不当要求対応研修会の開催等を通じて、有事対応体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

[適時開示の概要]

1. 適時開示の体制

当社は、投資家をはじめとする利害関係者への情報開示を徹底し、透明性を確保するため、適時適切な情報開示を的確に行う体制を構築しております。

そのため、事業推進の中心的役割を担う役員、執行役員および個々の従業員に対し、全社会議等の場や研修などを通じ、事業の状況や経営環境に関する重要な情報その他事業に大きな影響を与える事実など適時開示の対象となる重要情報について周知徹底しております。

2. 適時開示の担当部署

経営管理部

3. 適時開示の手続き

(1) 決定事実に関する情報

経営管理部は取締役会、経営会議等の重要な会議の付議事項を予め入手するとともに、当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し、取締役会の承認を得て開示します。

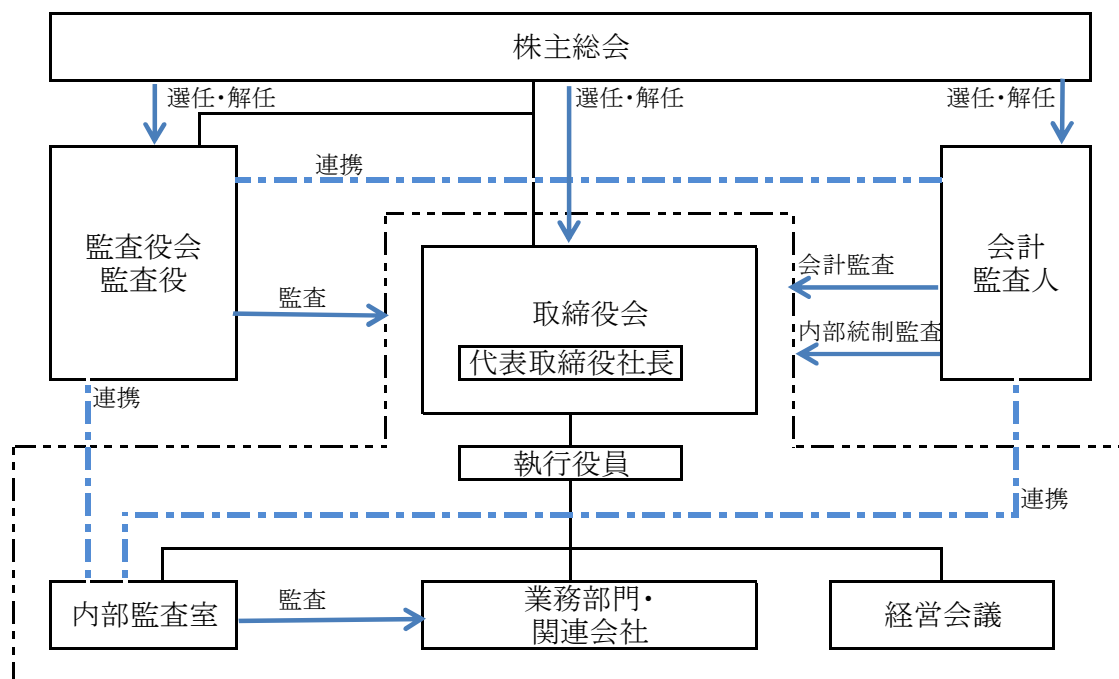
(2) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、発生部門から経営管理部へ報告を行います。経営管理部は報告を受けた内容が投資家の投資判断に重要な影響を与えるものかを検討し、適時開示の要否を確認の上、該当があれば直ちに開示資料を作成し、代表取締役の指示のもと速やかに公表できる体制を構築しております。

(3) 決算に関する情報

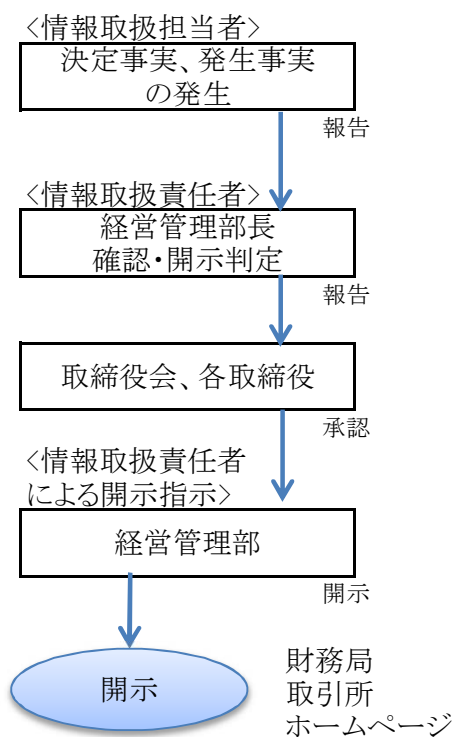
経営管理部は決算等開示資料(決算短信、四半期決算短信、業績予想修正など)を作成し、取締役会に付議いたします。取締役会承認後、経営管理部により開示を行います。

[コーポレート・ガバナンス体制 模式図]



[適時開示体制 模式図]

〈決定事実、発生事実〉



〈決算情報〉

